

# 第1章 緑の基本計画とは

---

# 【第1章】 緑の基本計画とは

## 1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条第1項に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

前計画策定までの「緑」に関する計画としては、都市計画に関する事項を主とした「函館圏緑のマスタープラン」と都市計画の手法によらない事項を主とした「函館市緑化推進計画」がありました。「函館市緑の基本計画」は、これらの両計画を統合した、「緑」の総合的な計画です。

緑の基本計画でいう「緑」とは、樹木や草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり、樹林地や草地、水辺地等の緑地をはじめ、緑化された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。このため、本計画においても公園緑地等の公共公益施設としての緑だけではなく、民有地を含む市内の全ての緑を対象とします。

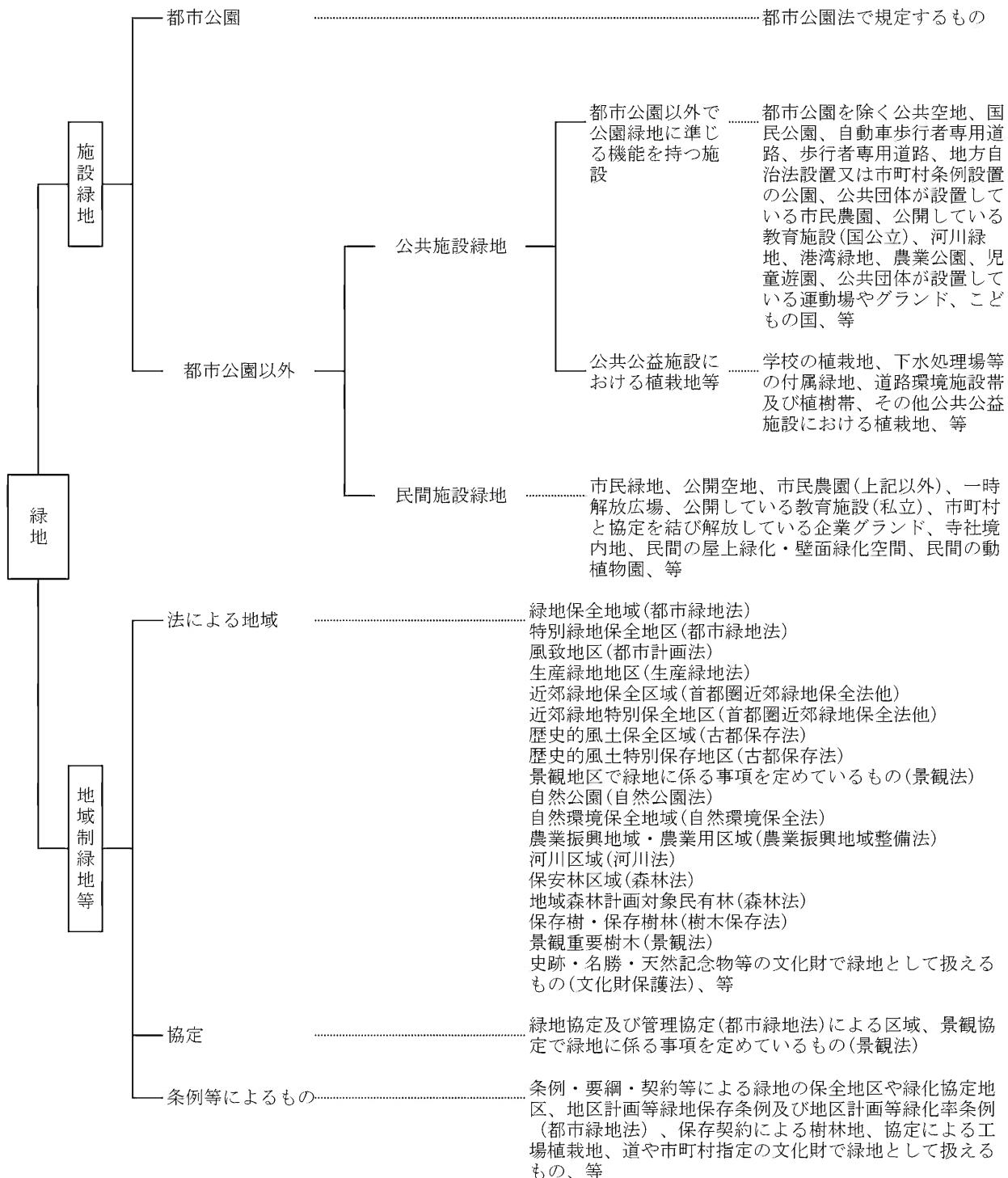
このため「緑の基本計画」は、緑のマスタープランおよび都市緑化推進計画の内容を併せもつものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全のみならず、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、さらには普及啓発活動などについても視野に入れた幅広い計画内容を包含するものであることから、都市における緑とオープンスペースの保全や創出に関する施策を推進していくうえで、最も重要な計画といえます。

また、「緑の基本計画」は、住民にとって最も身近な地方公共団体である市町村が策定することとされており、そのまち固有の地域性等を十分に踏まえた独創的な緑の将来像と、それを実現するための取り組みについて、住民と行政が一体となって、その実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表に努めることとされています。

このような情勢を背景として、健康志向の広がりや住環境の質への需要など多様化する住民ニーズへの的確な対応と、既定の諸計画との整合を図り、本市における将来の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策を総合的かつ体系的に明らかにするため、本計画を策定するものです。

## ■対象とする緑地の分類

対象とする緑地は、公園などの施設として整備された「施設緑地」と法令等により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地等」に区分することができます。



## ■緑地の定義

都市緑地法の第3条において『「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう』と定義されています。

| 都市緑地法第3条                 | 都市緑地法運用指針の記述  |
|--------------------------|---|
| 樹林地                      | 当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。  |
| 草地                       | 当該土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれる。   |
| 水辺地                      | 池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域である。  |
| 岩石地                      | 当該土地の大部分が岩石で被われている土地又は岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地をいい、具体的には、海浜の岩礁地、溶岩台地等をいう。  |
| その他これらに類する土地（農地であるものを含む） | 樹林地、草地、水辺地、岩石地には該当しないが、その景観、立地状況等がこれらに類似しているものであり、具体的には、樹林地に類するものとして屋敷林、庭園、街道の並木、梅林、茶畠、果樹園等、草地に類するものとして花畠、市民農園のような野菜畠、採草放牧地等、水辺地に類するものとして湿地帯、蓮田等、岩石地に類するものとして砂丘地等をいう。 |
| これらに隣接している土地             | 樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地と一体となって良好な自然的環境を形成している土地の範囲をいい、それぞれの地域の土地の状況等を勘案してその範囲が決定される。   |

## 2 緑の役割

本市には、函館山をはじめ市街地後背部などに良好な樹林地が形成されており、また、市街地を両側から包み込む形で存する美しい海、さらには公園や河川、街路樹など多様な緑が各所に広がっています。これらの緑は、市民にとってあまりにも見慣れた風景であり、日々の生活にさりげなく溶け込んでいることから、その存在自体を強く意識することはありません。

そこで、本計画の策定にあたり、「緑」そのものの役割や効果などを区分したうえでクローズアップしてみます。

### 役割1 都市環境の維持・保全

多様な産業活動などが営まれている大都市では、エネルギーの消費量が多いことに加え、コンクリートやアスファルトなどの人工構造物で囲まれてのことなども要因となって、熱帯夜の増加などに代表される「ヒートアイランド」と呼ばれる現象が問題となっています。

一方、市全体が樹林地や海岸など良好な緑の空間に包まれている本市では、幸いにしてこうした問題とは無縁となっています。緑は、蒸発散作用が大きく、また木陰をつくることで、気温や地表面の温度上昇を抑えるという優れた性質を有しております。それが、本市の良好な都市環境を支えているからです。

また、緑は、酸素の供給や二酸化炭素の吸収、水源のかん養など、地球レベルでの気候や水循環をコントロールするものとして重要な役割を果たしています。



都市環境を支える街路樹 (東雲町)

### 役割2 レクリエーションの場の提供

緑の効果のなかで、市民生活に最も密着しているのがレクリエーション機能です。身近な公園である街区公園をとってみても、木陰のベンチでリラックスする人や、親子と一緒にブランコで遊んでいたり、語らいの場となっている場面なども見かけます。また、もう少し規模の大きい公園では、桜や紅葉など四季を感じさせる美しい風景が鑑賞できるほか、時にはスポーツ観戦や自らがスポーツなどを楽しむこともできます。

公園など緑豊かなオープンスペースは、地域コミュニティを支え、市民の健康づくり

や明日への活力を育むレクリエーションの場として重要な役割を果たしています。

また、緑につつまれた環境の中では、疲労回復が素早くなされるほか、日常的な緑との接触は、心身のリラックスや人間が本来持っている自然治癒力の向上・回復を促すといわれています。様々なストレスが錯綜する現代社会と今後の高齢社会に対応していくうえからも、この役割はさらに高まっていくものと考えます。



レクリエーションの場となる公園（函館公園）

### 役割3 都市の安全性の確保

本市は、過去に幾度もの大火を経験してきた都市です。市街地を焼き尽くし、市民の生命と財産を奪ってきたこの災害を教訓に、市内には火災時の延焼防止を目的として、都市計画の見地から広路や広幅員の坂道が系統的に設けられており、これらは今日、市街地内における緑の帯として、都市防災に大きな役割を果たしています。

樹木は、火災発生時において水蒸気を放出して燃焼を抑制するほか、樹冠のすき間に背後から冷たい空気が入り込むことによって熱交換が図られ、火災の延焼を防止する役割を有しています。また、郊外の樹林は、地中にはりめぐらした根によって、急な斜面地の土砂崩れ等を抑制するほか、その土壤にある多くの小さな空隙に、雨をいったん蓄えることで、降雨時に河川へ流出するまでの時間を遅らせ、流量のピークを低下させたり、ピークの発生を遅らせるなどの洪水の緩和機能があります。

一方、大規模な地震や台風などによる風水害を例にとるまでもなく、自然災害が発生した場合などには、一瞬にして多くの人々の生活を脅かす場面が想定されます。先の東日本大震災において、公園など緑のオープンスペースは、災害発生時には避難地として、また、仮設住宅の設置など被災状況に応じた柔軟な対応が可能となることからも、緑は、都市の安全性を確保するうえでは、特に重要な役割を果たしています。



防火帯となる街路樹

## 役割4 良好的な都市景観の形成

「好きな風景は？」と問われたとき、多くの人は、無意識のうちに美しい山並みや水辺の空間などをイメージするのではないかでしょうか。また、それがビルで囲まれた都会の風景だとしても、イメージの片隅には、必ずといっていいほど街路樹や美しい花などが映り込んでいるのではないかでしょうか。

これは、良好な環境のなかに在りたいという人間本来の潜在的欲求によるものであり、良好な環境を構成する要素として、人は緑を求めるのです。

建物や道路をはじめとする人工的構造物が大半を占める現在の都市において、緑は、人工的で直線的になりがちな景観を和らげ、乾いた空間と人の心に、うるおいと安らぎを与えるという優れた機能を有しています。また、緑の集団である樹林地や道路沿いの街路樹、河川のせせらぎなどは、まちの骨格として統一美や表情豊かな風景を織りなし、市街地内に点在する公園などの緑のオープンスペースは、まちのランドマーク(目印)やシンボルとして、良好な都市景観を構成するうえからも、特に重要な役割を果たしています。



河川緑地（鮫川：本通3丁目付近）

## 役割5 都市の「魅力」と「品格」の醸成

我が国最初の開港場として、海外に門戸を開いた本市には、函館山をはじめ五稜郭やトラピスチヌ修道院など、異文化との交流や歴史的な経緯により保全あるいは創出されてきた函館独特の緑の遺産が、数多く現存しています。歴史に基づくこれらの緑は、今日、市街地内における優れたオープンスペースとして大きな役割を果たしているほか、本市独特の異国情緒を醸し出すものとして、函館観光を支える重要な財産ともなっており、本市の「魅力」と他に類をみない「品格」を構成する重要な役割を担っています。



函館独特の緑の遺産（元町公園）

## 役割6 生物多様性の確保

健全で恵み豊かな緑は、多様な生きものの生息・生育の空間となっています。街路樹や公園、河川緑地、住宅の小さな庭の緑であっても、相互に連続することで、生物の移動経路となり、都市における生物多様性の維持を支えています。

また、多様な生きものとのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育むうえでも重要な役割を担っています。



生物多様性を確保する緑（アヤメ湿原：寅沢町）

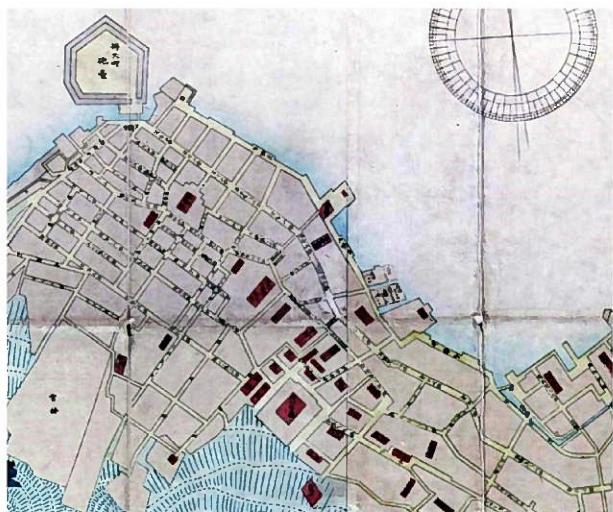
## 大火復興と緑

函館の街は、三方を海に囲まれた地形的条件から風が強く、一度、火災が発生すると大きな被害に見舞われており、1869（明治2）年から1934（昭和9）年までの65年間では、100戸以上の家屋が焼失する大火災が26度も発生しています。その復興にあたっては、火災に強い街や建物を作るための努力が続けられ、今日の市街地形状が形成されました。

主要な大火での復興例をあげますと、1878（明治11）年、1879（明治12）年の函館山山麓付近の市街地における大火の復興では、家屋改良費の貸し付けによる家屋の不燃化や現在の整形化された街区の形成、基坂や二十間坂のような幅員20間（36m）の防火帯を兼ねた道路が作られています。道路により整形化された街区は、坂道の直線化を生み、函館山山麓付近から海岸まで一直線に連続する景観ができあがりました。

また、1934（昭和9）年の大火の復興計画では、幅員30間（55m）と20間（36m）の「緑樹帶」と命名した広路を函館山や公園、海岸に向かって市内縦横に配置し、市内を20数個の防火区画に分け、広路の交点には官公庁を配置し、その起終点には、公園や鉄筋コンクリート造りの不燃建物（学校、寺院）を配置し、災害発生時には、市民の避難場所にも活用できるように整備が進められました。

このように、本市は明治から昭和初期にかけての数多くの大火により、まちづくりが進められたことで、防火帶としての緑樹帶（グリーンベルト）が確保され、今日の緑あふれる景観や緑のネットワークが形成されました。



函館市街之図 1874(明治7)年



函館市街全図 1925(大正14)年

大火前と後の函館山山麓の地図を見比べると、大火前の道路は、狭く入り組んでいます。大火後の道路は、山麓から海岸まで、ほぼ一直線につながっていることが、わかります。

（地図は、いずれも函館市中央図書館所蔵）

